

専任技術者

監理技術者及び主任技術者の設置

- 建設業者は、**工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者**として**主任技術者を設置**しなければならない。なお、**元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合**は、主任技術者ではなく**監理技術者を設置**しなければならない。
- 技術者に求められる要件は、監理技術者は特定建設業の営業所専任技術者と、主任技術者は一般建設業の営業所専任技術者と同じ。

工事現場に置く技術者	監理技術者	主任技術者
元請工事における 下請合計金額	4,000万円以上 (建築一式工事は6,000万円以上)	4,000万円未満 (建築一式工事は6,000万円未満)
技術者の要件(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●実務経験者（指定建設業※は除く） <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件(右記の主任技術者としての実務経験)を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ●国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●二級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・2級施工管理技士 等 ●実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学(指定学科)卒業後3年以上の実務経験 ・高校(指定学科)卒業後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

※指定建設業：土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

	特定建設業	一般建設業
営業所専任技術者の要件	監理技術者の要件と同等	主任技術者の要件と同等
許可が必要な工事	下請金額が4,000万円以上の元請工事は特定建設業の許可が必要	左記以外は一般建設業の許可が必要(軽微な建設工事を除く)

監理技術者、主任技術者の要件(概要)

		土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイレンが フロンク	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体				
建設業法	技術検定	建設機械1級																																
		建設機械2級																																
		土木1級																														※		
		◎土木2級																														※		
		建築1級																														※		
		◎建築2級																															※	
		電気工事1級																																
		電気工事2級																																
		管工事1級																																
		管工事2級																																
		電気通信工事1級																																
		電気通信工事2級																																
		造園1級																																
		造園2級																																
地すべり防止工事士						1																			1									
1級計装士									1	1																								
解体工事施工技士(※)																																		
基礎施工士(※)																																		
登録基幹技能者◎																																		
技術士法◎	技術士																																※	
建築士法	建築士1級																																	
	建築士2級																																	
	建築設備士																																	
電気工事士法	第1種電気工事士																																	
	第2種電気工事士																																	
電気事業法	電気主任技術者																																	
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																	
水道法	給水装置工事主任技術者																																	
消防法	消防設備士																																	
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																																
		2級																																
建設業法	実務経験																																	
	主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上																																	
	大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																																	

凡例

- 監理技術者・主任技術者資格
- 主任技術者資格(数字は、資格取得後、必要な実務経験年数)
- 指定建設業
- ◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている ※H27年度までの合格者及び技術士は、実務経験1年又は登録講習の受講が必要